

証券コード 9890

第71期

定時株主総会

招集ご通知

開催情報

日時 2023年6月29日（木曜日）

受付開始 午前9時30分 開会 午前10時

場所 静岡県沼津市上土町100番地の1

沼津リバーサイドホテル 4階 シャングリラ

決議事項

第1号議案 取締役8名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件



株式会社 マキヤ

(証券コード9890)
2023年6月2日

株 主 各 位

静岡県沼津市三枚橋字竹の岬709番地の1
(連絡先 静岡県富士市大淵2373番地)

株式会社 マキヤ
代表取締役社長執行役員 早川 紀行

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.makiya-group.co.jp/ir/>



(ウェブサイト内の「株主総会・事業報告書」を選択いただき、ご確認ください。)

株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/9890/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水曜日）午後6時30分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日(木曜日)午前10時
2. 場 所 静岡県沼津市上土町100番地の1
沼津リバーサイドホテル 4階 シャングリラ

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第71期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第71期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は上記インターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 3. 議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、活動制限が緩和されたウィズコロナの下で、景気の持ち直しが期待されたものの、ウクライナ情勢によるエネルギー価格・原材料価格の上昇や世界的な金融引締めによる円安の影響等により回復は緩やかなものとなりました。今後も、物価上昇や供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響が景気を下押しするリスクを含んでおり、先行きの見え難い状況となっております。

当小売業界におきましては、急激な物価上昇による消費者の「生活防衛志向」、同業態・異業態をはじめeコマースも含めた「競争の激化」、或いは「人口減少・高齢化」に伴う「可処分所得の減少」、人手不足や最低賃金の上昇による「人件費の高騰」、エネルギー価格の大幅な上昇（水道光熱費等）による「店舗運営コストの増加」など、依然として厳しい経営環境にあります。

このような状況の中、当社グループは、お客様の「毎日の生活」を、より豊かに、楽しく、健康で、快適にする、「より良い商品」を、「安心の価格（価値価格の安さ）」と「温かいサービス」でご提供し、社会に貢献する、「働き易い、高収益企業」になるという中長期基本方針の実現のため、中長期経営改革プロジェクト『MAP3』（Makiya-group Advancing Profit 3）を編成し、経営改革目標数値の達成のために、①「作業改善」と「働き方」改革の推進、②品揃え・品質・価格・売り方・サービスの磨き上げ、③「ファーストチョイス」の推奨販売、④「欠品」撲滅・フェイスUP・ボリューム陳列、⑤「ロス額」削減と「仕入コスト」の改善を全力で推進し、経営基盤の強化と企業価値の向上に取り組んでまいりました。

「ロス額」の削減におきましては、食品等の「消費期限引きや廃棄」等の削減に積極的に取り組んでおり、ロス額は前期比で14.3%の削減が図られました。一方で、「値入率」については、プライベートブランド・ファーストチョイス商品等の高値入商品の販売強化を全社で積極的に取り組んでいるものの、競合店対抗による価格競争や原材料費の高騰による仕入価格の上昇等の影響により、改善は今一つ捗々しくない状況となりました。「作業改善」については、従業員の作業効率を向上する商品補充オペレーションや陳列方法の変更、レジ通過時間を短縮するセミセルフレジの導入を進め、業務改善をしながら残業時間の削減と業務の効率化を推進してまいりました。加えて、働き方改革の一環として、有給休暇の取得の推進、バックルームの空調整備等、労働環境の改善にも努めてまいりました。

また、高騰する水道光熱費の対策や、再生可能エネルギーの活用として、3店舗に太陽光パネルを設置し、電力の一部自給を開始するとともに、冷凍冷蔵ケースのLED照明化等も推進してまいりました。

8月にリリースいたしました電子マネー機能付きポイントカードをスマートフォンで利用できる「マキヤアプリLINEミニアプリ」につきましては、アプリ登録ボーナスや電子マネー利用還元、配信クーポン等様々なキャンペーンを実施したことにより、「マキヤポイントカード」利用会員の12%がアプリユーザーとなりました。10代～30代の会員はアプリから新規入会する割合が最も高く、デジタルネイティブ世代の取り込みに成功しております。今後も機能拡充と利便性の向上を計画しており、マキヤアプリの利用促進に寄与してまいります。

なお、当連結会計年度の店舗政策につきましては、以下のとおりであります。

区 分	店 舗 名	年 月	備 考
開 店	業務スーパー嵐山店 (埼玉県比企郡嵐山町)	2022年4月	新規開店
開 店	業務スーパー清水駒越店 (静岡県静岡市清水区)	2022年7月	新規開店
改 装	エスポット新富士駅南店 (静岡県富士市)	2022年6月	業務スーパー商材導入・売場最新化・セミセルフレジ導入
改 装	エスポット富士宮店 (静岡県富士宮市)	2022年9月	売場最新化・セミセルフレジ導入
改 装	エスポット藤枝店 (静岡県藤枝市)	2022年11月	売場最新化・セミセルフレジ導入

以上の結果、当連結会計年度の業績は、営業収益は71,584百万円（前期比3.4%増）、営業利益は1,635百万円（前期比2.7%減）、経常利益は1,812百万円（前期比0.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,187百万円（前期比10.8%減）となり、営業収益は増収となったものの、利益面については連結子会社が運営するグループ内物流業務コストの上昇等により減益となりました。

なお、株式会社マキヤ単体での当事業年度の業績は、営業収益は71,072百万円（前期比3.4%増）、営業利益は1,488百万円（前期比2.8%減）、経常利益は1,686百万円（前期比0.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,114百万円（前期比11.4%減）となり、経常利益ベースでは増収増益となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

①小売業

営業収益は71,151百万円（前期比3.5%増）となりました。「フード（食品）」部門につきましては、「エスポット（フード）」、「ポテト・マミー」、「業務スーパー」の全ての業態で好調に推移し、生鮮食品、日配食品、加工食品はいずれも前期を上回り、前期比4.8%増となりました。「ノンフード（非食品）」部門につきましては、HBC（ヘルス&ビューティーケア）商品及びリサイクル事業が前期を上回ったものの、前期比1.2%減となりました。

営業利益は1,889百万円（前期比0.1%減）となりました。これはエネルギーコストの上昇により水道光熱費が前期比41.8%増と大幅に増加したこと等によるものであります。

②不動産賃貸事業

営業収益は432百万円（前期比0.5%減）、営業利益は154百万円（前期比3.1%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の額は、小売業が1,088百万円、不動産賃貸事業が5百万円、全社資産が75百万円で総額1,169百万円の設備投資を実施いたしました。主なものは次のとおりであります。

小売業

エスポット 3店舗 改装費用	471百万円
業務スーパー 2店舗 新規開店設備費用	149百万円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、アフターコロナに期待される景気の回復が地政学的リスクと不安定な金融市場に下押しされる中で、地方で深刻化する「少子高齢化と人口減少」、社会保障費負担等の増加やインフレ物価高による生活コストの増大などによる「可処分所得の減少」、大手企業の出店戦略やeコマースの拡大などによる「競争の激化」、原料供給側に起因するコストプッシュ型のインフレによる「消費者マインドの低下」といった問題に直面することになります。

このような環境の中、当社グループは、引き続き経営改革プロジェクト『MAP3』（Makiya-group Advancing Profit 3）の経営改革目標数値の実現のため、「価値価格（価格÷価値）」の安さを訴求し、

- ①、「商品力・品揃え」の徹底強化
- ②、「安心安価（ELP）」の実践とPB（プライベートブランド）・LB（ローカルブランド）の販売強化
- ③、「ロス額」削減と「過剰在庫・死に筋在庫」の撲滅
- ④、「品薄・欠品」の撲滅とフェイスUP
- ⑤、「作業改革」で「働き方」改革の推進

を重点実践テーマとし、経営基盤の強化と企業価値の向上を図ってまいります。

環境問題への取り組みとしましては、引き続き再生可能エネルギーの導入拡大と省エネシステム等の導入によるCO2削減対策にも取り組んでまいります。

翌連結会計年度の業績見通しは、売上高72,600百万円（前期比2.3%増）、営業利益1,670百万円（前期比2.1%増）、経常利益1,830百万円（前期比0.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,188百万円（前期比0.1%増）を見込んでおります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 68 期 2020年3月期	第 69 期 2021年3月期	第 70 期 2022年3月期	第 71 期 (当連結会計年度) 2023年3月期
営業収益 (百万円)	68,923	75,764	69,197	71,584
経常利益 (百万円)	964	2,458	1,815	1,812
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	360	1,400	1,331	1,187
1株当たり当期純利益 (円)	36.13	140.29	133.32	118.91
総 資 産 (百万円)	30,762	32,617	32,169	33,499
純 資 産 (百万円)	14,020	15,468	16,717	17,780

- (注) 1. 営業収益は、売上高及び営業収入の合計額であります。
2. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 記載金額には消費税等は含まれておりません。
4. 第70期の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。これに伴い、第70期における営業収益は、第69期と比較して大きく減少しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社 M K ・ サービス	10,000千円	100%	惣菜製造 グループ内物流業務 精肉プロセスセンター等の運営

(7) 主要な事業内容

(2023年3月31日現在)

当社グループは、主要事業である生鮮食品・加工食品・生活雑貨・家電製品・D I Y・ペット・レジャー用品などバラエティーに富んだ商品を販売する総合ディスカウント店(エスポット)、食品スーパー(ポテト・マミー)、業務用食料品販売店(業務スーパー)、リサイクルショップ(ハードオフ)、インテリアショップ(エ・コモード)、100円均一ショップ(ダイソー)の運営を行う「小売業」及び所有不動産等の賃貸事業等を行う「不動産賃貸事業」を展開しております。

(8) 主要拠点等

(2023年3月31日現在)

株式会社マキヤ …… 本社 : 静岡県沼津市(※)
店舗 : 101店舗

区 分	静 岡 県	神 奈 川 県	山 梨 県	埼 玉 県	
総 合 デ ィ ス カ ウ ン ト 店 「 エ ス ポ ッ ト 」 (21 店 舗)	藤枝店 静岡駅南店 静岡千代田店 静岡東店 清水天王店 富士宮店 富士松岡店 富士店	新富士駅南店 沼津駅北店 駿東店 長泉店 裾野店 御殿場店 函南店 韭山店	湯河原店 小田原シティモー ル店 伊勢原店 淵野辺店 新横浜店	—	—
食 品 ス ー パ ー 「 ポ テ ト 」 (10 店 舗)	淀川店 松野店 野中店 城山店 粟倉店	岩本店 森島店 中里店 錦田店 小山店	—	—	—
「 m a m y 」 (4 店 舗)	広見店 原町店	三園店 二枚橋店	—	—	—
業 務 用 食 料 品 販 売 店 「 業 務 ス ー パ ー 」 (49 店 舗)	小豆餅店 浜松相生店 浜松原島店 磐田店 袋井店 御前崎店 島田店 藤枝緑町店 焼津店 静岡岡町店 静岡東新田店 静岡千代田店 草薙店 清水店 清水駒越店 三園平店 富士宮店	厚原店 吉原今泉店 大洲中野店 西沢田店 沼津錦町店 大岡沼津店 三島南店 三島店 裾野店 修善寺店 御殿場店 伊豆下田店 函南店 熱海店 伊東店 伊東吉田店	小田原成田店 真田店	韭崎店 南アルプス店 甲府昭和店 甲府湯村店 里吉店 アクロス山梨店 富士吉田店	小鹿野店 上里店 寄居店 嵐山店 新座石神店 与野店 川口八幡木店
リ サ イ ク ル シ ョ ッ プ 「 ハ ー ド オ フ 」 (6 店 舗)	静岡東店 富士店 富士宮ひばりが 丘店	沼津原町店 沼津店 三島店	—	—	—

(注) 上記の他に、100円均一ショップ「ダイソー」を8店舗、インテリアショップ「エ・コモード」を3店舗展開しております。

※なお、同所は登記上の所在地であり、本部機能は静岡県富士市であります。

(9) 従業員の状況

(2023年3月31日現在)

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
小 売 業	423 (1,520) 名	17名増 (37名減)
不 動 産 賃 貸 事 業	－ (－) 名	－名増 (－名増)
全 社 (共 通)	26 (20) 名	1名減 (1名減)
合 計	449 (1,540) 名	16名増 (38名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（パートタイマー及びアルバイトを含む）は、年間の平均人員（1日8時間換算）を（）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に属しているものであります。
3. 不動産賃貸事業につきましては、全社（共通）の従業員が兼務しております。

(10) 主要な借入先の状況

(2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 静 岡 銀 行	963百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	859百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	813百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	562百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	492百万円
ス ル ガ 銀 行 株 式 会 社	453百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	67百万円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	36百万円
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	10百万円

2. 会社の株式に関する事項

(2023年3月31日現在)

(1) **発行済株式の総数** 9,983,292株（自己株式 556,908株を除く。）

(2) **株主数** 4,082名（前期末比 415名増）

(3) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 マ キ リ	4,343千株	43.5%
マ キ ヤ 取 引 先 持 株 会	755千株	7.6%
公 益 財 団 法 人 マ キ ヤ 奨 学 会	700千株	7.0%
株 式 会 社 静 岡 銀 行	495千株	5.0%
ス ル ガ 銀 行 株 式 会 社	489千株	4.9%
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	155千株	1.6%
矢 部 伸 泰	128千株	1.3%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	114千株	1.1%
万 葉 俱 楽 部 株 式 会 社	103千株	1.0%
矢 部 利 久	94千株	0.9%

(注) 自己株式については、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	川原崎 康雄	(公財)マキヤ奨学会理事長
代表取締役社長	早川 紀行	執行役員営業本部長、(株)MK・サービス代表取締役社長
取締役	竹島 剛	執行役員管理本部長兼経理・財務部長
取締役	篠原 忠夫	執行役員企画・開発部長
取締役	佐藤 学	執行役員人事部長兼総務部長
取締役	向 眞生	公認会計士向眞生事務所
取締役	幸山 秀明	静岡富士法律事務所
常勤監査役	湯山 勝博	
監査役	加部 利明	
監査役	清川 修	

(注)

- 2022年4月1日付で、川原崎康雄氏は代表取締役社長から代表取締役会長に就任いたしました。
- 2022年4月1日付で、早川紀行氏は専務取締役から代表取締役社長に就任いたしました。
- 2022年4月1日付で、早川紀行氏は(株)MK・サービスの代表取締役社長に就任いたしました。
- 取締役 向 眞生氏及び幸山秀明氏は社外取締役であります。
- 監査役 湯山勝博氏、加部利明氏及び清川 修氏は社外監査役であります。
- 取締役 向 眞生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 取締役 幸山秀明氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役 湯山勝博氏は、銀行業界に長く籍を置き、金融関連における広範な知識により、企業経営全般に亘る客観的な視点や主に財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 当社は、取締役 向 眞生氏、幸山秀明氏及び監査役 湯山勝博氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役・各社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。この契約に基づく損害賠償責任の限度額は金200万円または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、取締役及び監査役並びに執行役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

・ 填補される損害範囲の概要

被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

・ 保険料の負担方法

保険料は全額会社負担としております。

(4) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年6月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度において、取締役の個人別の報酬等が当該決定方針において定める基準額または算式に基づき決定されたことを確認したことから、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の役員の報酬等は、企業価値の継続向上を目的として、業績連動性を強化することにより、役員の業績への貢献意欲の向上を図ることと、報酬の決定プロセスが公正であり、客観性の高いものであることを基本方針としております。

① 基本報酬

取締役（社外取締役を除く）の基本報酬は、当社の取締役会で決議された「役員報酬内規」に定める役位別報酬の基準額に基づき決定するものとし、代表取締役会長川原崎康雄に決定を一任する旨を取締役会にて決定しております。

なお、当該基準額は、代表権を有する取締役は定額基準、代表権を有しない取締役は役位別に上限額と下限額を定めております。

社外取締役の基本報酬は、「役員報酬内規」に定める社外取締役の定額基準額に基づき、取締役会にて協議して決定しております。

監査役の基本報酬は、「役員報酬内規」に定める常勤監査役または非常勤監査役の定額基準額に基づき、監査役会にて協議して決定しております。

② 業績連動報酬

取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬として、従業員賞与評価基準に準じて、各四半期ごとに賞与を支給しております。当社は、企業の収益力と成長性を評価する基準として、管理会計上の経常利益の予算達成率を重要な指標の一つとして捉えており、以下の算式に基づいて決定しております。

各四半期ごとの賞与支給額

基本報酬（月額）×75%×業績係数（※1）×賞与考課係数（※2）

※1．業績係数は、各四半期ごとの管理会計上の経常利益の予算達成率に基づいて上限1.20～下限0.80の範囲内で算定しております。

※2．賞与考課係数は、各四半期ごとの経常利益の前年比、業績への寄与度及び貢献度等を個別に評価したものであり、上限1.20～下限0.80の範囲内で算定しております。

社外取締役及び監査役は、経営への監督機能を有効に機能させるため、賞与は支給していません。

③ 退職慰労金

当社の取締役会で決議された「役員退職慰労金内規」に定める算定方法に基づき、取締役については取締役会、監査役については監査役会にて協議して決定しております。

(5) 役員報酬等の額の決定の委任に関する事項

当社は、取締役会の決議に基づき、代表取締役会長川原崎康雄氏に対し、取締役（社外取締役を除く）の基本報酬及び業績連動報酬の個人別の具体的な報酬額の決定を委任しております。その理由は、代表取締役会長が、当社全体の業績を俯瞰しつつ取締役（社外取締役を除く）の業績を評価して報酬の内容を決定するのに最も適していると考えたためであります。

(6) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			非金銭報酬等	対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金		
取締役 (うち社外取締役)	107,621 (6,100)	78,708 (5,700)	17,953 (-)	10,960 (400)	- (-)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	12,780 (12,780)	11,700 (11,700)	- (-)	1,080 (1,080)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	120,401 (18,880)	90,408 (17,400)	17,953 (-)	12,040 (1,480)	- (-)	11 (5)

- (注) 1. 当社は、業績連動報酬として取締役（社外取締役を除く）に対して管理会計上の経常利益の予算達成率を指標として四半期ごとに賞与を支給しております。当事業年度における四半期ごとの基準となった管理会計上の経常利益の社内予算達成率の推移は、以下のとおりであります。

期間	管理会計上の 経常利益(百万円)	経常利益 社内予算達成率	業績係数	賞与考課 係数
第1四半期	468	97.0%	0.99	1.00~1.10
第2四半期	330	73.9%	0.87	1.00~1.10
第3四半期	706	107.2%	1.04	1.00~1.10
第4四半期	326	125.7%	1.13	1.00~1.10

2. 取締役の報酬限度額は2007年6月28日開催の第55期定時株主総会において年額2億円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は0名）です。
3. 監査役の報酬限度額は1990年6月27日開催の第38期定時株主総会において月額2百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
4. 上記退職慰労金額は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
5. 上記支給額のほか、2022年6月29日開催の第70期定時株主総会の決議に基づき、当事業年度において役員退職慰労金として退任取締役1名に対し、総額15,360千円を支給しております。

(7) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

氏名	地位	重要な兼職の状況	重要な兼職先と当社との関係
幸山 秀明	社外取締役	静岡富士法律事務所	法律顧問契約を締結しておりますが、同法律事務所と当社との間における取引額は僅少であります。

②当事業年度における主な活動状況等

氏名	当事業年度における主な活動状況等
向 眞 生	当事業年度に開催された取締役会に17回出席し、会計専門家として、財務・会計に関する専門的な知識に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点で、議案に関する質問や意見等の発言を行うとともに、当社経営に対する適切な助言や指導、監督を行っております。
幸 山 秀 明	当事業年度に開催された取締役会に17回出席し、法律専門家として、法務・コンプライアンスに関する専門的な知識に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点で、議案に関する質問や意見等の発言を行うとともに、当社経営に対する適切な助言や指導、監督を行っております。
湯 山 勝 博	当事業年度に開催された取締役会に17回及び監査役会に17回出席し、主に人事・経営企画面の経験と見地から、議案に関する意見や質問等の発言を行っております。
加 部 利 明	当事業年度に開催された取締役会に17回及び監査役会に17回出席し、主に財務・経営企画面の経験と見地から、議案に関する意見や質問等の発言を行っております。
清 川 修	当事業年度に開催された取締役会に17回及び監査役会に17回出席し、主に経理・経営企画面の経験と見地から、議案に関する意見や質問等の発言を行っております。

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は17回、監査役会の開催回数は17回であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人は、2022年6月29日開催の第70期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	28,000千円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。(最終改定日 2017年3月28日)

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ コンプライアンス体制の基礎として「マキヤグループ行動規程」「コンプライアンス規程」「内部通報規程」を定め、その体制の整備と維持及び徹底を図るための教育・研修等を行う。
- ロ 内部統制監査室は総務部と連携し、コンプライアンスの状況を監査するとともに、定期的に取り締り会及び監査役会に報告する。
- ハ 法的・倫理的問題の早期発見・是正を目的として、総務部内に「コンプライアンス室」を設置する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ 「文書管理規程」の定めに従い、取締役の職務執行に係る情報を「書面」または「電磁的媒体」に記録し、適切に保存・管理する。
 - ロ 上記情報の保存期間は、法令に別段の定めがない限り、「文書管理規程」の定めに従う。
 - ハ 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ 「リスク管理規程」の定めに従い、個々のリスクにおける管理責任者を決定し、速やかに対処するリスク管理体制を構築する。
 - ロ 不測の事態の発生時は、「緊急事態対策規程」の定めに従い、社長を室長とする「緊急事態対策室」を設置し、迅速な対応を行うことで、損害拡大の防止に努め、これを最小限に止める体制を構築する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ 当社は、月1回、「取締役会」を開催するほか、必要に応じて、「臨時取締役会」を開催するとともに、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、事前にと取締役、各部部长及び常勤監査役によって構成される「経営会議」において議論し、その審議を経て、「取締役会」にて決議する。
 - ロ 取締役会の決定に基づく業務執行、職責の範囲及び執行手続等の詳細については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」の定めに従い、実行する。
- ⑤ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ 当社グループにおける業務の適正を確保するため、「マキヤグループ行動規程」「コンプライアンス規程」「内部通報規程」を定め、その体制の整備と維持及び徹底を図るための教育・研修等を行う。
 - ロ グループ企業全体に及ぶ会議体を運営し、当社グループ間の情報共有化と職務執行を管理する。
 - ハ 当社は、「関係会社管理規程」の定めに従い、子会社に対し、その業務の執行状況や意思決定事項等の事前報告を義務付ける。
 - ニ 当社のグループ間取引については、法令・会計原則・税法その他社会規範に照らし、適切に行われるように管理する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - イ 監査役を補助すべき使用人を置く場合は、予め監査役会の同意を得るものとする。
 - ロ 監査役がその業務を補助すべき使用人を選定した場合、当該使用人は取締役または他の使用人の指揮命令を受けないものとし、人事考課は監査役が行い、人事異動・賃金等の改定については、事前に監査役の同意を得るものとする。
 - ハ 当該使用人が他部署の業務を兼務している場合、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

- ⑦ 当社並びに当社の子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ 取締役及び使用人は、監査役会に対して、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼす事実が発生または発生する恐れがあるとき、あるいは取締役及び使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきと定めた事項が生じたときは、速やかに当該内容を報告する。
 - ロ 監査役は、「取締役会」・「経営会議」等に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求める。
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 当社及び当社の子会社は、当該報告をした者に対してこれを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に対し、周知・徹底する。
 - ロ 取締役または使用人が内部通報窓口等を利用し、監査役への通報を希望する場合は、速やかに監査役へ報告する。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに、当該費用または債務を処理する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 監査役会は、代表取締役、会計監査人及び各業務執行取締役並びに重要な各使用人と定期的に情報・意見交換を行う。
 - ロ 監査役会は、必要に応じて顧問弁護士、会計監査人と意見交換及び協議し、監査業務に関して連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 重要な会議の開催状況
- イ 取締役会を17回（書面決議を除く）開催し、法令に定められた事項や重要事項を決議するとともに職務の執行状況を報告し、確認を行っております。
 - ロ 監査役会を17回開催し、各監査役の監査状況を報告するとともに内部統制監査室より内部監査の報告を受け、業務執行の監査を行っております。
- ② コンプライアンスに関する取組み状況
- イ 当社グループは、コンプライアンスに関する内部統制の整備及び監督の実施に向け、「マキヤグループ行動規程」等の遵守を図り、その体制の維持及び整備を推進するための教育・研修等を適宜に実施しております。
 - ロ 法的・倫理的問題を早期に発見し是正するための体制として、総務部内に「コンプライアンス室」を設置し、運営をしております。

③ 損失の危険の管理に関する取組み状況

不測の事態に備え、「マキヤグループ災害対策基本方針」を定めるとともに、「大災害対応マニュアル」を策定し、「BCP（事業継続計画）」の発動手順を整備し、事業継続に向けての実施体制の確立を図っております。

④ 取締役の職務執行の効率性確保に関する取組み状況

イ 当社の取締役会は、社外取締役2名を含む7名で構成され、いずれも社外監査役である監査役3名も出席しております。取締役会は月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行に関する重要事項を協議・決定するとともに、グループ各社の職務の執行を監督しております。また、資料の事前配布等により、重要案件の審議に必要な時間を十分に確保するよう努めております。

ロ 経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、事前に取締役、各部長及び常勤監査役によって構成され、定期的に行われる経営会議において議論並びに審議を行っております。

⑤ 監査役への報告及び内部監査部門との連携状況

イ 監査役は、当社グループの重要な会議に出席し、必要な報告を受けております。また、各取締役、会計監査人及び内部統制監査室との会合を定期的に行い、情報交換を行っております。

ロ 内部統制監査室が定期的に行う内部監査報告会に常勤監査役1名が出席し、監査の実施状況等の報告を受けております。

ハ 財務報告の信頼性の確保については、監査計画に基づき内部統制監査室が内部統制評価を実施し、監査役会に報告しております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、将来の事業展望に備え、内部留保による企業体質の強化を図りながら、安定した配当を維持することが望ましいと考えておりますが、同時に株主の皆さまへの利益還元を図ることは経営の重要な課題として位置付けております。

当期の配当金につきましては、中間配当7円50銭、期末配当7円50銭、併せて年間配当15円といたしました。

また、当社は、株主優待制度も導入しており、株主様の持株数に応じて、エスポット、ポテト、マミー全店及び静岡県、山梨県の業務スーパー全店でご利用できる「お買物割引券」を毎年2回発行させていただいております。

また、内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開へ投入していくこととしております。

自己株式の処分、活用につきましては当社の財務状況や株価の推移なども勘案しつつ、より良い資本政策を検討してまいります。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,895,641	流動負債	10,866,133
現金及び預金	2,364,250	買掛金	5,597,484
売掛金	1,411,423	短期借入金	1,834,105
商品	5,623,448	リース債務	376,824
その他	496,698	未払金	1,472,810
貸倒引当金	△178	未払法人税等	392,128
固定資産	23,604,014	契約負債	797,528
有形固定資産	18,151,586	賞与引当金	150,982
建物及び構築物	9,092,442	役員賞与引当金	4,972
機械装置及び運搬具	18,916	その他	239,297
工具器具及び備品	43,806	固定負債	4,852,571
土地	7,989,786	長期借入金	2,423,898
リース資産	986,475	リース債務	695,094
その他	20,159	退職給付に係る負債	615,433
無形固定資産	963,742	役員退職慰労引当金	104,840
リース資産	16,479	資産除去債務	626,891
その他	947,263	その他	386,413
投資その他の資産	4,488,685	負債合計	15,718,705
投資有価証券	943,951	(純資産の部)	
繰延税金資産	598,403	株主資本	17,430,383
敷金及び保証金	2,937,242	資本金	1,198,310
その他	9,087	資本剰余金	1,083,637
資産合計	33,499,656	利益剰余金	15,594,786
		自己株式	△446,350
		その他の包括利益累計額	350,568
		その他有価証券評価差額金	369,318
		退職給付に係る調整累計額	△18,750
		純資産合計	17,780,951
		負債及び純資産合計	33,499,656

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		70,938,255
売上原価		54,767,821
売上総利益		16,170,434
営業収入		645,757
不動産賃貸収入		16,816,192
営業総利益		15,180,381
販売費及び一般管理費		1,635,811
営業利益		
営業外収益		
受取利息・配当金	14,975	
投資有価証券売却益	15,102	
受取手数料	74,858	
仕入割引	6,158	
リサイクル収入	44,260	
受取保険金	12,278	
事業譲渡益	33,000	
その他営業外収益	44,511	245,146
営業外費用		
支払利息	19,073	
株主優待費用	20,246	
災害による損失	15,981	
その他営業外費用	12,808	68,109
経常利益		1,812,847
特別利益		
損害賠償引当金戻入額	30,000	30,000
特別損失		
減損損失	65,703	65,703
税金等調整前当期純利益		1,777,144
法人税、住民税及び事業税	533,996	
法人税等調整額	55,980	589,976
当期純利益		1,187,168
親会社株主に帰属する当期純利益		1,187,168

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,198,310	1,083,637	14,557,367	△446,285	16,393,028
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△149,749		△149,749
親会社株主に帰属する当期純利益			1,187,168		1,187,168
自 己 株 式 の 取 得				△64	△64
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	1,037,418	△64	1,037,354
当 期 末 残 高	1,198,310	1,083,637	15,594,786	△446,350	17,430,383

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	351,759	△27,729	324,029	16,717,058
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△149,749
親会社株主に帰属する当期純利益				1,187,168
自 己 株 式 の 取 得				△64
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	17,558	8,979	26,538	26,538
当 期 変 動 額 合 計	17,558	8,979	26,538	1,063,892
当 期 末 残 高	369,318	△18,750	350,568	17,780,951

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記事項

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の状況
連結子会社の数 1社
主要な連結子会社の名称
株式会社MK・サービス
 - (2) 主要な非連結子会社の名称等
—
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した非連結子会社の状況
持分法適用の非連結子会社または関連会社数 0社
 - (2) 持分法を適用していない関連会社
持分法を適用していない関連会社数 0社
3. 連結子会社の事業年度に関する事項
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
その他有価証券
 - a 市場価格のない株式等以外のもの
決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - b 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
 - ② デリバティブ
時価法
 - ③ 棚卸資産
 - a 商品
店舗
売価還元法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
配送センター
移動平均法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
ただし、一部の生鮮食料品は最終仕入原価法
 - b 貯蔵品
最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 2年～15年

工具器具及び備品 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

④ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

なお、主な償却期間は5年であります。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、以下の基準により貸倒引当金を計上しております。

a 一般債権

貸倒実績率法

b 貸倒懸念債権及び更生債権

財務内容評価法

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ 損害賠償引当金

損害賠償金の支払に備えるため、当連結会計年度末において見込まれる損失額を計上しております。

- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
- 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
- 当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
- 商品の販売に係る収益は、主に店舗における食品や日用品等の物品販売であり、通常、物品を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されるため、当該物品の引渡時点において収益を認識しております。
- なお、消化仕入取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・借入金利息
 - ③ ヘッジ方針
借入金に係る金利変動リスクを回避するために金利スワップ取引を行っております。
 - ④ ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当連結会計年度に計上した金額

エスポット業態の店舗資産1,613,056千円、その他業態の店舗資産599,692千円、賃貸物件359,127千円について減損の兆候が認められたため、減損損失の認識の要否を検討いたしました。

その結果、減損損失の認識が必要と判定され、減損損失を計上した資産は以下のとおりであります。

その他業態の店舗資産 65,703千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

資産のグルーピングは、主に店舗別及び賃貸物件別に行っております。

減損の兆候があると認められる資産グループについては、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較し、減損損失の認識の要否を判定しております。

その結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識しております。

店舗資産の将来キャッシュ・フローの見積りは、店舗の利益計画を基礎としております。店舗の利益計画には、店舗改装による売上高の増加見込みやコスト削減施策による荒利益率の改善見込み等の仮定を織り込んでおり、これらの仮定は不確実な経済環境の変化の影響を受けることによって翌連結会計年度の将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 20,896,046千円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	161,861千円
土地	2,124,443千円
投資有価証券	95,100千円
計	2,381,404千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	523,638千円
長期借入金	1,888,058千円
計	2,411,696千円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
静岡県	店舗 7店舗	建物他	65,703千円
合計			65,703千円

当社グループの減損会計適用にあたっての資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を実施している管理会計上の単位である店舗別及び賃貸物件別に、遊休資産についても個別物件別に行っております。また、本社他の資産グループについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

当社は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている店舗等を対象とし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

その内訳は以下のとおりであります。

種 類	減 損 損 失
建 物 及 び 構 築 物	40,058千円
工 具 器 具 及 び 備 品	1,880千円
土 地	21,564千円
リ ー ス 資 産	1,150千円
そ の 他	1,049千円
合 計	65,703千円

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値または正味売却価額を見積り、いずれか高い価額により測定しております。

なお、正味売却価額は、主に不動産鑑定評価額等合理的な見積りにより評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 10,540千株
2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月6日 取締役会	普通株式	74,875	7.50	2022年 3月31日	2022年 6月30日
2022年11月8日 取締役会	普通株式	74,874	7.50	2022年 9月30日	2022年 12月5日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年5月8日開催の取締役会において次のとおり決議しました。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	74,874	7.50	2023年 3月31日	2023年 6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に小売事業を行うための設備投資計画に照らして、中長期的な設備資金を主に銀行借入や社債発行により調達し、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、その殆どが顧客のクレジットカード決済等による売上代金の未収金であり、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。

また、店舗建物及び敷地等の賃借や営業に伴う敷金及び保証金の差入れを行っており、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びファインانس・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。金利については、固定金利により調達しております。変動金利により調達する場合には、変動リスクに晒されますが、デリバティブ取引を利用してヘッジすることとしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金、敷金及び保証金については、一般売掛金規程に従い、取引先ごとの管理台帳に基づき回収期日及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の一般売掛金規程に準じて、同様の管理をしております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や株式発行会社の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

また、借入金に係る支払金利については固定金利を利用しておりますが、変動金利により資金調達する場合には、原則として変動リスクを抑制するために金利スワップ取引を利用することとしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告等に基づき経理・財務部が適時に資金繰計画を策定、更新するとともに、資金繰実績との対比分析をすることなどにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。（（注）2.をご参照ください。）

（単位：千円）

内 容	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)投資有価証券 その他有価証券	939,798	939,798	—
(2)敷金及び保証金			
①敷金	1,596,030	1,420,779	△175,250
②保証金	1,341,212	1,054,901	△286,311
資産 計	3,877,041	3,415,479	△461,562
(1)長期借入金	3,758,004	3,749,055	△8,949
(2)リース債務	1,071,918	1,043,214	△28,704
負債 計	4,829,923	4,792,269	△37,653

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 以下の金融商品は、市場価格のない株式等であることから、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

内 容	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	4,152

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

内 容	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
敷金及び保証金	408,452	266,357	218,405	2,044,027

(注) 4. 借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

内 容	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	1,334,105	1,062,987	785,223	474,651	101,035	—
リース債務	376,824	276,280	200,319	132,967	66,944	18,583

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券	939,798	—	—	939,798

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
敷金及び保証金				
敷金	—	—	1,420,779	1,420,779
保証金	—	—	1,054,901	1,054,901
資産 計	—	—	2,475,680	2,475,680
長期借入金	—	3,749,055	—	3,749,055
リース債務	—	1,043,214	—	1,043,214
負債 計	—	4,792,269	—	4,792,269

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価は、償還予定時期を見積り、その将来キャッシュ・フローと、償還までの期間に対応する国債の利回り等の適切な指標に基づく利率をもとに割引現在価値法により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

- 賃貸等不動産の状況に関する事項
当社は、静岡県その他の地域において、賃貸用の店舗（土地を含む。）を有しております。
- 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時 価
2,158,882	1,748,467

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
(注) 2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(収益認識に関する注記)

- 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	事業区分		合計
	小売業	不動産賃貸事業	
物品販売（フード）	56,220,435	－	56,220,435
物品販売（ノンフード）	14,717,820	－	14,717,820
顧客との契約から生じる収益	70,938,255	－	70,938,255
その他の収益（不動産賃貸等）	212,920	432,837	645,757
営業収益合計（注）	71,151,176	432,837	71,584,013

(注) 営業収益は、売上高及び営業収入の合計金額であります。なお、連結損益計算書の不動産賃貸収入のうち、当社店舗の敷地内で営業するテナント等の収入については、「小売業」に含めております。

- 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
連結注記事項「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 4. 会計方針に関する事項」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
契約負債の残高

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
契約負債	476,339	797,528

契約負債は主に発行した商品券やプリペイドカードへの入金額であり、顧客の利用時に収益の認識に伴い取り崩されます。当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、476,339千円であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,781円07銭
2. 1株当たり当期純利益	118円91銭
* 1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
親会社株主に帰属する当期純利益	1,187,168千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	1,187,168千円
普通株式の期中平均株式数	9,983千株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,201,000	流動負債	10,733,039
現金及び預金	1,684,520	買掛金	5,645,079
売掛金	1,397,363	短期借入金	500,000
商品	5,584,319	1年内返済予定の長期借入金	1,334,105
貯蔵品	46,927	リース債務	358,986
前渡金	6,719	未払金	1,346,064
前払費用	64,220	未払法人税等	366,251
その他流動資産	417,040	未払消費税等	131,213
貸倒引当金	△111	未払費用	3,664
固定資産	23,436,650	契約負債	797,528
有形固定資産	18,010,253	賞与引当金	150,982
建物	8,601,177	役員賞与引当金	4,972
構築物	423,951	その他流動負債	94,190
機械及び装置	18,637	固定負債	4,762,218
車両運搬具	0	長期借入金	2,423,898
工具器具及び備品	43,583	リース債務	631,474
土地	7,989,786	退職給付引当金	588,700
リース資産	912,958	役員退職慰労引当金	104,840
建設仮勘定	20,159	預り敷金及び保証金	386,413
無形固定資産	948,835	資産除去債務	626,891
借地権	398,419	負債合計	15,495,258
ソフトウェア	498,673	(純資産の部)	
電話加入権	34,383	株主資本	16,773,073
リース資産	16,479	資本金	1,198,310
水道施設利用権	879	資本剰余金	1,083,637
投資その他の資産	4,477,561	資本準備金	1,076,340
投資有価証券	943,951	その他資本剰余金	7,297
関係会社株式	10,000	利益剰余金	14,937,476
長期前払費用	24	利益準備金	195,121
繰延税金資産	577,591	その他利益剰余金	14,742,354
敷金及び保証金	2,937,242	圧縮積立金	74,485
その他投資	8,751	別途積立金	8,265,000
資産合計	32,637,650	繰越利益剰余金	6,402,869
		自己株式	△446,350
		評価・換算差額等	369,318
		その他有価証券評価差額金	369,318
		純資産合計	17,142,392
		負債・純資産合計	32,637,650

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		70,385,126
売上原価		54,430,946
売上総利益		15,954,179
営業収入		687,373
不動産賃貸収入		16,641,553
営業総利益		15,153,231
販売費及び一般管理費		1,488,322
営業利益		
営業外収益		
受取利息・配当金	44,970	
投資有価証券売却益	15,102	
受取手数料	74,220	
仕入割引	6,158	
リサイクル収入	43,985	
受取保険金	12,278	
事業譲渡益	33,000	
その他営業外収益	36,449	266,166
営業外費用		
支払利息	18,459	
株主優待費用	20,246	
災害による損失	15,981	
その他営業外費用	12,808	67,496
経常利益		1,686,992
特別利益		
損害賠償引当金戻入額	30,000	30,000
特別損失		
減損損失	65,703	65,703
税引前当期純利益		1,651,289
法人税、住民税及び事業税	482,221	
法人税等調整額	54,941	537,163
当期純利益		1,114,125

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	1,198,310	1,076,340	7,297	1,083,637	195,121	13,777,978	13,973,100
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△149,749	△149,749
当 期 純 利 益						1,114,125	1,114,125
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	964,376	964,376
当 期 末 残 高	1,198,310	1,076,340	7,297	1,083,637	195,121	14,742,354	14,937,476

残高及び変動事由	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△446,285	15,808,761	351,759	351,759	16,160,521
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△149,749			△149,749
当 期 純 利 益		1,114,125			1,114,125
自 己 株 式 の 取 得	△64	△64			△64
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			17,558	17,558	17,558
当 期 変 動 額 合 計	△64	964,311	17,558	17,558	981,870
当 期 末 残 高	△446,350	16,773,073	369,318	369,318	17,142,392

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：千円)

残高及び変動事由	圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	74,485	8,265,000	5,438,493	13,777,978
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△149,749	△149,749
当 期 純 利 益			1,114,125	1,114,125
当 期 変 動 額 合 計	－	－	964,376	964,376
当 期 末 残 高	74,485	8,265,000	6,402,869	14,742,354

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記事項 (重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
 - a 市場価格のない株式等以外のもの
決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - b 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
 - (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 商品
店舗
売価還元法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
配送センター
移動平均法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
ただし、一部の生鮮食料品は最終仕入原価法
 - ② 貯蔵品
最終仕入原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物（建物附属設備を含む）	2年～42年
構築物	3年～50年
機械及び装置	5年～15年
車両運搬具	2年～4年
工具器具及び備品	2年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

- (4) 長期前払費用
均等償却を採用しております。
なお、主な償却期間は、5年であります。
3. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、以下の基準により貸倒引当金を計上しております。
- ① 一般債権
貸倒実績率法
- ② 貸倒懸念債権及び更生債権
財務内容評価法
- (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金
役員の賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (5) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (6) 損害賠償引当金
損害賠償金の支払に備えるため、当事業年度末において見込まれる損失額を計上しております。
4. 収益および費用の計上基準
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
商品の販売に係る収益は、主に店舗における食品や日用品等の物品販売であり、通常、物品を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されるため、当該物品の引渡時点において収益を認識しております。
なお、消化仕入取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金利息

(3) ヘッジ方針

借入金に係る金利変動リスクを回避するために金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当事業年度に計上した金額

エスポット業態の店舗資産1,613,056千円、その他業態の店舗資産599,692千円、賃貸物件359,127千円について減損の兆候が認められたため、減損損失の認識の要否を検討いたしました。

その結果、減損損失の認識が必要と判定され、減損損失を計上した資産は以下のとおりであります。

その他業態の店舗資産 65,703千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記事項「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	20,311,113千円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	41,202千円
3. 関係会社に対する短期金銭債務	369,621千円
4. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
建物	161,861千円
土地	2,124,443千円
投資有価証券	95,100千円
計	2,381,404千円
(2) 担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	523,638千円
長期借入金	1,888,058千円
計	2,411,696千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引の取引高	
不動産賃貸収入	41,616千円
仕入高	2,276,577千円
販売費及び一般管理費	1,343,194千円
営業取引以外の取引高	1,200千円

2. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
静岡県	店舗 7店舗	建物他	65,703千円
合計			65,703千円

当社の減損会計適用にあたっての資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を実施している管理会計上の単位である店舗別及び賃貸物件別に、遊休資産についても個別物件別に行っております。また、本社他の資産グループについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

当社は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている店舗等を対象とし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

その内訳は以下のとおりであります。

種	類	減 損 損 失
建	物	38,899千円
構	築 物	1,158千円
工	具 器 具 及 び 備 品	1,880千円
土	地	21,564千円
リ	ー ス 資 産	1,150千円
借	地 権	1,049千円
合	計	65,703千円

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値または正味売却価額を見積り、いずれか高い価額により測定しております。

なお、正味売却価額は、主に不動産鑑定評価額等合理的な見積りにより評価していません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

556千株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	45,083千円
未払事業税	19,841千円
契約負債	48,814千円
未払事業所税	9,765千円
退職給付引当金	175,786千円
役員退職慰労引当金	31,305千円
減損損失	462,151千円
一括償却資産	2,943千円
投資有価証券評価損	4,348千円
資産除去債務	187,189千円
土地評価差額金	123,432千円
その他	52,945千円

繰延税金資産小計

1,163,607千円

評価性引当額

△227,817千円

繰延税金資産合計

935,789千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△48,197千円
その他有価証券評価差額金	△157,226千円
土地評価差額金	△118,645千円
圧縮積立金	△34,128千円

繰延税金負債合計

△358,197千円

繰延税金資産の純額

577,591千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用店舗設備の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)MK・サー ビス	所有 直接100%	役員の兼任	商品の仕入	2,276,577	買掛金	207,059
				物流費等	1,733,048	未払金	162,515

取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記事項「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 1,717円10銭
 - 1株当たり当期純利益 111円59銭
- * 1株当たり当期純利益の算定上の基礎
- | | |
|--------------|-------------|
| 損益計算書上の当期純利益 | 1,114,125千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | －千円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 1,114,125千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 9,983千株 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となりません。

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社マキヤ
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人 東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松島 康治
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 博生

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マキヤの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マキヤ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び取締役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社マキヤ
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人 東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 松島 康治
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山本 博生
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マキヤの2022年4月1日から2023年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月16日

株式会社 マキヤ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 湯 山 勝 博 ㊟

社外監査役 加 部 利 明 ㊟

社外監査役 清 川 修 ㊟

以 上

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	かわら さき やすお 川原崎 康雄 (1954年3月30日生) 再任 社内	1990年2月 当社入社 経営管理部長 1990年6月 当社取締役 1997年7月 当社常務取締役社長室長兼エスポート営業部長 2003年11月 (株)ひのや取締役 2005年4月 当社専務取締役 2005年12月 (株)ハイデリカ（現(株)MK・サービス）取締役 2006年3月 (株)MKカーゴ（現(株)MK・サービス）取締役 2008年3月 (株)MKカーゴ（現(株)MK・サービス）代表取締役社長 2008年10月 当社代表取締役社長、(株)ハイデリカ（現(株)MK・サービス）代表取締役社長、(株)ひのや代表取締役社長 2022年4月 当社代表取締役会長（現任） 2022年6月 (公財)マキヤ奨学会理事長（現任）	16,700株
候補者とした理由 当社グループの経営に関する経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定や業務の執行を行うのに適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。			
2	はや かわ のり ゆき 早川 紀行 (1958年10月17日生) 再任 社内	1981年4月 (株)ダイクマ（現(株)ヤマダホールディングス）入社 1991年3月 (株)ライフボックス商品部 1993年1月 (株)マキバ商品部長 2004年9月 (株)ホームセンターアント商品部長 2009年4月 当社入社 2013年7月 当社NF商品副部長 2013年12月 当社NF商品部長 2018年6月 当社取締役執行役員NF商品部長 2020年2月 当社取締役執行役員NF商品部長兼販売統括部長 2021年2月 (株)MK・サービス取締役 2021年4月 当社取締役執行役員営業本部長兼販売統括部長 2021年6月 当社専務取締役執行役員営業本部長 2022年4月 当社代表取締役社長執行役員兼営業本部長（現任）、(株)MK・サービス代表取締役社長（現任）	1,200株
候補者とした理由 小売業界に長く籍を置き、商品部門に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定や業務の執行を行うのに適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	たけしま つよし 竹島 剛 (1962年10月31日生) 再任 社内	1981年4月 飯田昭夫税理士事務所入所 1995年4月 富士ソフト(株)経営企画部 2006年5月 (株)エスケーホーム管理部長 2010年4月 当社入社 2011年1月 当社経理・財務副部長 2011年4月 当社経理部長 2015年9月 当社経理・財務副部長 2017年7月 当社経理部長 2018年6月 当社取締役執行役員経理部長 2022年6月 当社取締役執行役員管理本部長兼経理・財務部長(現任)	1,200株
候補者とした理由 経理部門に長く籍を置き、経理・経営企画に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定や業務の執行を行うのに適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。			
4	しの はら ただ お 篠原 忠 夫 (1971年1月28日生) 再任 社内	1993年3月 当社入社 2011年1月 当社販促企画(現営業企画)部長 2017年7月 当社執行役員販促・企画統括部長兼営業企画部長 2017年8月 当社執行役員販促・企画統括部長兼営業企画部長兼E S P販売部長 2018年6月 当社取締役執行役員販売・企画統括部長兼営業企画部長兼E S P販売部長兼開発建設(現開発)部長 2020年2月 当社取締役執行役員企画・開発部長 2023年4月 当社取締役執行役員営業企画部長(現任)	3,900株
候補者とした理由 当社グループの販売促進・営業企画に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定や業務の執行を行うのに適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。			
5	さとう まなぶ 佐藤 学 (1974年8月14日生) 再任 社内	1991年1月 (株)ひのや入社 2007年4月 マックスバリュ東海(株)入社 2008年9月 当社入社 2012年11月 当社エスポット静岡東店店長 2015年8月 当社エスポット藤枝店店長 2016年8月 当社エスポット西部エリア販売デプトマネージャー 2017年8月 当社エスポット沼津・三島エリア販売デプトマネージャー 2019年2月 当社人事部長 2019年5月 当社人事部兼総務部長 2019年7月 当社執行役員人事部長兼総務部長 2021年6月 当社取締役執行役員人事部長兼総務部長(現任)	200株
候補者とした理由 当社グループの店舗運営や人事労務に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定や業務の執行を行うのに適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
6	むかい まさ お 向 眞 生 (1957年3月9日生) 再任 社外	1981年10月 監査法人サンワ東京丸の内事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1985年9月 公認会計士登録 1996年6月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）社員 2003年6月 同監査法人代表社員 2018年7月 公認会計士向眞生事務所開所（現任） 2019年4月 (株)アウトソーシングテクノロジー社外取締役 監査等委員（現任） 2019年6月 当社社外取締役（現任）	— 株
<p>社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割の概要</p> <p>公認会計士並びに監査法人の代表社員として長年企業会計に携わり、財務・会計に関する専門的な知識と豊富な実績・経験を有しており、適切な業務執行に関する判断・指導を期待できる人材であることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p> <p>また、同氏には、会計専門家として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、主に財務・会計に関わる事項に関し、当社経営に対する適切な助言や監督を期待しております。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>			
7	さか ぐち ゆう じ 阪 口 裕 司 (1955年12月29日生) 新任 社外	1979年4月 (株)第一住宅金融入社 1996年11月 (株)吉番屋入社 2002年8月 同社取締役・経営企画室長 2004年6月 同社常務取締役 2018年3月 同社専務取締役 2021年2月 同社退社	— 株
<p>社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割の概要</p> <p>外食産業の上場企業役員取締役として長年企業経営に携わり、経営企画・人事総務・コーポレートガバナンスに関する豊富な実績・経験を有しており、適切な業務執行に関する判断・指導を期待できる人材であることから、新たに社外取締役候補者いたしました。</p> <p>また、同氏には、企業経営経験者として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、主に人事総務・ガバナンスに関わる事項に関し、当社経営に対する適切な助言や監督を期待しております。</p>			
8	たけ かわ ひで とき 竹 川 英 辰 (1976年1月22日生) 新任 社外	2006年10月 静岡県弁護士会弁護士登録 2006年10月 あおば法律事務所入所 2014年4月 竹川・鈴木法律事務所入所（現任）	— 株
<p>社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割の概要</p> <p>弁護士として長年法曹界に携わり、法務・コンプライアンスに関する専門的な知識と豊富な実績・経験を有しており、適切な業務執行に関する判断・指導を期待できる人材であることから、新たに社外取締役候補者いたしました。</p> <p>また、同氏には、法律専門家として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、主に法務・コンプライアンスに関わる事項に関し、当社経営に対する適切な助言や監督を期待しております。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 向 眞生氏、阪口裕司氏及び竹川英辰氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、向 眞生氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出を行う予定であります。
4. 阪口裕司氏及び竹川英辰氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合、新たに独立役員として同取引所に届け出を行う予定であります。
5. 向 眞生氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、当社と向 眞生氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当社と同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
- また、阪口裕司氏及び竹川英辰氏の選任が承認された場合、当社と同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外取締役が職務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、その損害賠償責任限度額は金200万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度とする。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
7. 当社は、保険会社との間で、取締役及び監査役並びに執行役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2023年7月に同内容で更新する予定です。本議案において各候補者の選任が承認された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。
- ・填補される損害範囲の概要
被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。
 - ・保険料の負担方法
保険料は全額会社負担としております。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役清川 修氏は任期満了となり、また、監査役湯山勝博氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	やま なし まさ と 山 梨 正 人 (1961年3月16日生) 新任 社外	1984年4月 スター精密(株)入社 2008年6月 同社総務人事部長 2014年3月 同社執行役員管理本部副本部長 2017年3月 同社上席執行役員管理本部部長 2021年12月 同社退社	— 株
社外監査役候補者とした理由 上場企業に長く籍を置くと同時に、上席執行役員管理本部部長として総務人事、経理、情報システム部門等を掌管され、企業経営全般に亘る客観的な視点や財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、適切な監査の執行と監査体制の強化を期待できる人材であることから、新たに社外監査役候補者といたしました。			
2	きよ かわ おさむ 清 川 修 (1947年9月28日生) 再任 社外	1970年4月 (株)東食入社 1999年2月 同社経理部副部長 2003年3月 片岡物産(株)経理部長 2004年3月 同社取締役経営企画室長 2010年6月 同社常勤顧問 2011年6月 同社顧問 2011年6月 当社社外監査役(現任)	500株
社外監査役候補者とした理由 経理部門に長く籍を置くと同時に、会社の役員を務められ、企業経営全般に亘る客観的な視点や、監査役としての財務及び会計に関する豊富な知見と経験を有しており、適切な監査の執行と監査体制の強化を期待できる人材であることから、引き続き社外監査役候補者といたしました。			

- (注) 1. 山梨正人氏及び清川 修氏は、社外監査役候補者であります。
 2. 山梨正人氏は、当社の特定関係事業者である(株)MK・サービスの監査役に就任する予定であります。
 3. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 4. 清川 修氏の当社社外監査役在任期間は、本総会の終結の時をもって12年となります。
 5. 山梨正人氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、新たに独立役員として同取引所に届け出を行う予定であります。

6. 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、当社と清川 修氏との間で当該責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当社と同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
- また、山梨正人氏の選任が承認された場合、当社と同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外監査役が職務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、その損害賠償責任限度額は金200万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度とする。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
7. 当社は、保険会社との間で、取締役及び監査役並びに執行役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2023年7月に同内容で更新する予定です。本議案において各候補者の選任が承認された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。
- ・填補される損害範囲の概要
被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。
 - ・保険料の負担方法
保険料は全額会社負担としております。

第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役幸山秀明氏は任期満了により退任され、監査役湯山勝博氏は辞任されますので、在任中の労に報いるため、当社の定める基準に従い、相当額の範囲内において、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等については、退任取締役については取締役会、退任監査役については監査役の協議にご一願いたいと存じます。

本議案は、役員報酬等の額の決定に関する方針（その概要は「事業報告 3.会社役員に関する事項 (4)役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおり）に従い、当社の取締役会で決議された「役員退職慰労金内規」に定める算定方法に基づき、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議にて決定した額の退職慰労金を支給するものであることから、相当であると判断しております。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
こう やま ひで あき 幸 山 秀 明	2019年6月 当社社外取締役（現任）
ゆ やま かつ ひろ 湯 山 勝 博	2018年6月 当社社外監査役（現任）

以 上

株主総会会場ご案内図

静岡県沼津市上土町100番地の1
沼津リバーサイドホテル4階 シャングリラ
電話番号 (055) 952-2411(代)



交通機関のご案内

- J R 沼津駅南口より……………タクシー3分・徒歩10分
- J R 三島駅(新幹線)より……………タクシー20分
- J R 大岡駅(御殿場線)より……………タクシー10分
- お車 沼津IC(東名高速)より……………15分